

廿日市市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月改定

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

はじめに

令和2（2020）年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められてきました。

今般の廿日市市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナウイルスへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

本市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

目次

第1章 市行動計画について	- 1 -
第1節 市行動計画改定の趣旨	- 1 -
第2節 感染症危機を取り巻く状況	- 2 -
第3節 市行動計画の位置付けと対象となる感染症	- 3 -
第4節 基本理念	- 4 -
第5節 目指す姿	- 4 -
第6節 市行動計画改定の概要	- 5 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
第1節 基本的な戦略	- 6 -
第2節 基本的な考え方	- 7 -
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 12 -
第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 15 -
第5節 施策体系	- 19 -
第6節 市行動計画の実効性を確保するための取組等	- 26 -
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 27 -
第1節 実施体制	- 27 -
1 準備期	- 27 -
2 初動期	- 29 -
3 対応期	- 36 -
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 38 -
1 準備期	- 38 -
2 初動期	- 41 -
3 対応期	- 43 -
第3節 まん延防止	- 46 -
1 準備期	- 46 -
2 初動期	- 47 -
3 対応期	- 48 -
第4節 ワクチン	- 50 -
1 準備期	- 50 -
2 初動期	- 54 -
3 対応期	- 55 -
第5節 医療	- 58 -
1 準備期	- 58 -
2 初動期	- 59 -
3 対応期	- 60 -

第6節	検査	- 61 -
1	準備期	- 61 -
2	初動期	- 62 -
3	対応期	- 63 -
第7節	保健	- 64 -
1	準備期	- 64 -
2	初動期	- 65 -
3	対応期	- 66 -
第8節	物資	- 67 -
1	準備期	- 67 -
2	初動期	- 68 -
3	対応期	- 69 -
第9節	市民生活及び地域経済の安定の確保	- 70 -
1	準備期	- 70 -
2	初動期	- 72 -
3	対応期	- 73 -
用語集		

第1章 市行動計画について

第1節 市行動計画改定の趣旨

市行動計画は、新型インフルエンザ等の病原性の高い新たな感染症の流行により大きな健康被害とこれに伴う社会的影響を危惧し、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24（2012）年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、平成26（2014）年9月に策定しました。

感染症危機に際しては、国が策定する基本的対処方針及び県が策定する県対処方針に従い対応していくとともに、対策本部の廃止後も、次の有事でより万全に対応できるよう、市行動計画を見直す必要があります。

今般、令和6（2024）年に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び令和7（2025）年に改定された広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を基本として、令和元（2019）年に発生した新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処することができるよう、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るため、市行動計画を全面改定します。

第2節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

感染症対策に関しては、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

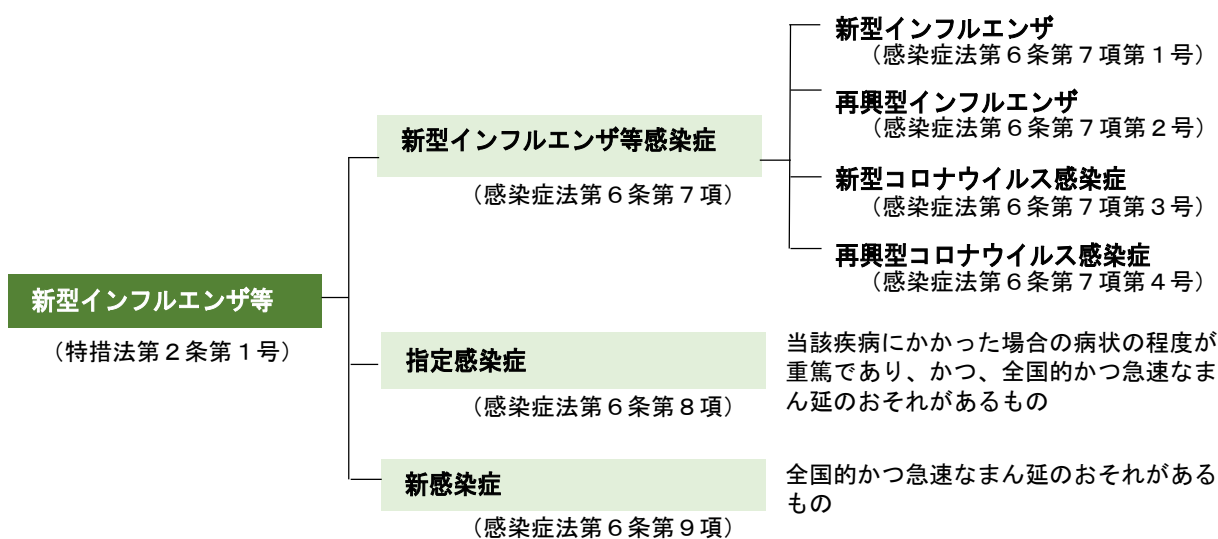
第3節 市行動計画の位置付けと対象となる感染症

市行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、政府行動計画、県行動計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示します。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表1に示す感染症です。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。



図表1 市行動計画の対象となる感染症

第4節 基本理念

「広島県感染症予防計画（第5版）」を踏まえて定められた県行動計画の基本理念に準じて、この計画の基本理念を次のとおりとします。

新型インフルエンザ等が発生しても、全ての市民が安心して暮らすことができる社会を実現します。

第5節 目指す姿

新型コロナ対応では、感染症危機が、市民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての市民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ対策の効果が期待されるものではないことを浮き彫りにしました。

次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要があります。

- 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。
- 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。
- 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。

第6節 市行動計画改定の概要

市行動計画の見直しに当たっては、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえて改定された政府行動計画（令和6（2024）年7月2日）及び県行動計画（令和7（2025）年3月）と整合性を図ります。

【改定ポイント1】 時期区分の設定変更と平時の準備の充実

全体を3期（準備期、初動期、対応期）に区分し、平時（準備期）の取組の充実を図ります。

【改定ポイント2】 対策項目の拡充

6項目だった対策項目を9項目に拡充し、新たに、医療、検査、保健、物資の項目を追加しました。また、偏見・差別の防止等も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理しました。

【改定ポイント3】 横断的視点を追加

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、人材育成、国、県、他市町及び関係機関との連携、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を、複数の対策項目に共通する横断的な視点として追加しました。

【改定ポイント4】 柔軟かつ機動的な対策の切替え

状況の変化に応じた国や県の方針に基づき、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本としています。

【改定ポイント5】 実効性確保のための取組

国や県による定期的なフォローアップと見直しを踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講じることを明記しました。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば、市民の生命や健康、生活や経済全体にも大きな影響を与えかねません。

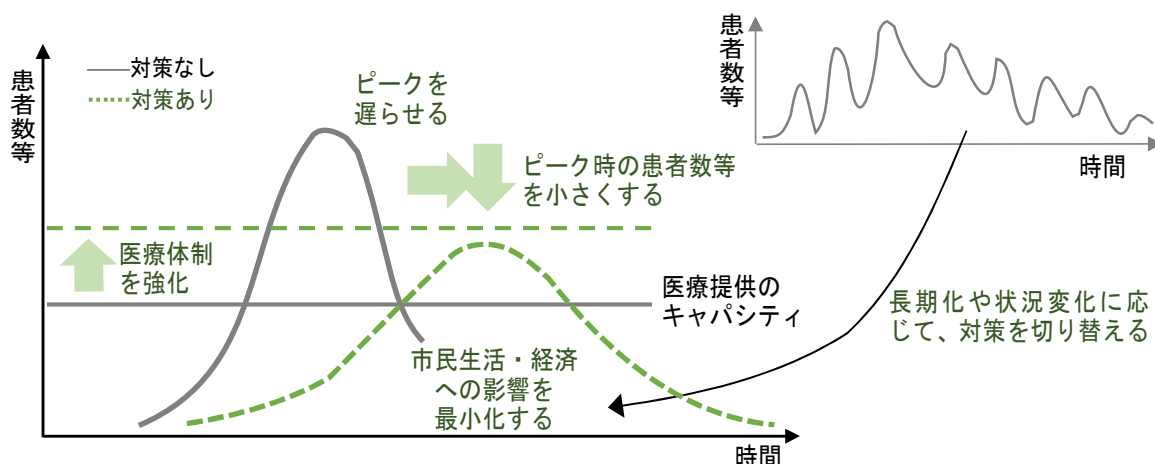
新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保します。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



図表2 新型インフルエンザ等対策の概念図

第2節 基本的な考え方

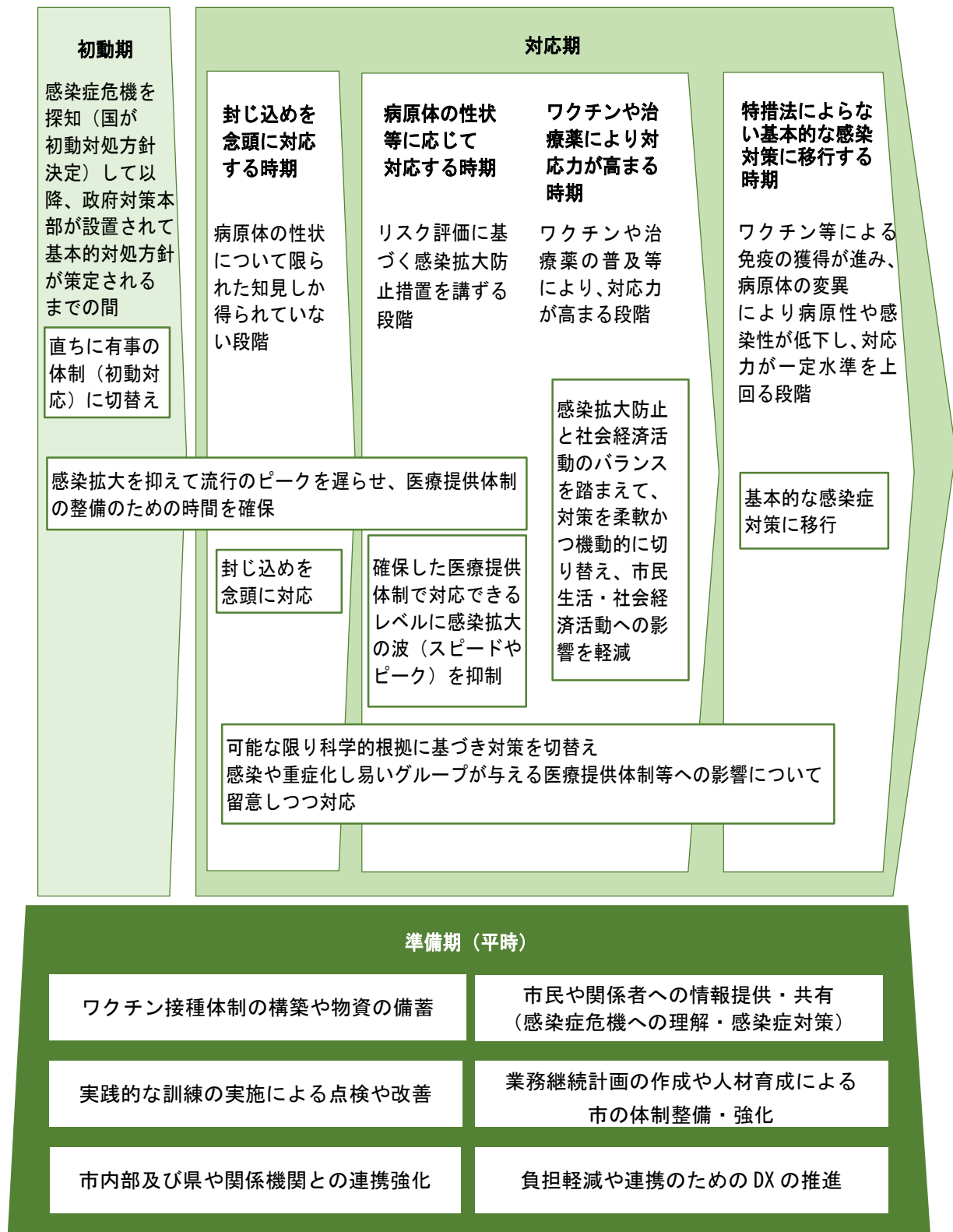
新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や、病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

本市においては、科学的知見及び国や県の対策も踏まえ、本市の地理的な条件、沿岸部への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の住民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととします。その上で、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とし、一連の流れを持った戦略を確立します。（具体的な対策については、「第3章 各対策項目の考え方及び取組」において記載します。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。



図表3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1. 準備期

感染症危機への対応には、平時から体制作りを周到に行い、有事の基盤とすることが重要です。市内部及び県や関係機関との連携強化、負担軽減や連携のためのDXの推進、実践的な訓練の実施による平時の備えの点検や改善、業務継続計画の作成や人材育成による市の体制整備・強化、感染症危機への理解や感染対策などに関する市民及び関係者への情報提供・共有、ワクチン接種体制の構築や物資の備蓄など、平時の備えの充実を進めます。

2. 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延及びそのおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

3. 対応期

対応期については、さらに次の時期に区分します。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【対応期：封じ込めを念頭に対応する時期】

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）から得られる情報等も考慮しつつ、まずは、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染した可能性のある人の外出自粛やその人に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行います。

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じ、流行状況の早期の収束を目標として対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のように区分します。

【対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期】

感染の封じ込めが困難で市内で感染が拡大した場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、国や県の対処方針に基づき、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

また、県、関係団体、事業者等と連携して、市民生活及び地域経済の維持や医療提供体制の確保のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

地域の実情等に応じて、県と連携の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行います。

【対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、「対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

【対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第2節 基本的な考え方

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、他市町及び関係機関と連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

1. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、国及び県の方針に基づく次の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

（１） 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、国や県が情報提供する感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。

（２） 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には広島県感染症予防計画等に基づき、県が中心となり医療提供体制の速やかな拡充を図るとともに、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

（３） 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国及び県の方針に基づき、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

（４） 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

（５） 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。

このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、こどもを含め、様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

2. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

3. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

4. 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）及び廿日市市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、必要に応じて本市から県に対して要請を行うとともに、関係機関等から本市に対して要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合、速やかに所要の総合調整を行います。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

5. 高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機時の高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等におけるサービス提供体制等について、平時から、県と連携して社会福祉施設等と共に検討し、有事に備えた準備を行います。

6. 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めます。県との間において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

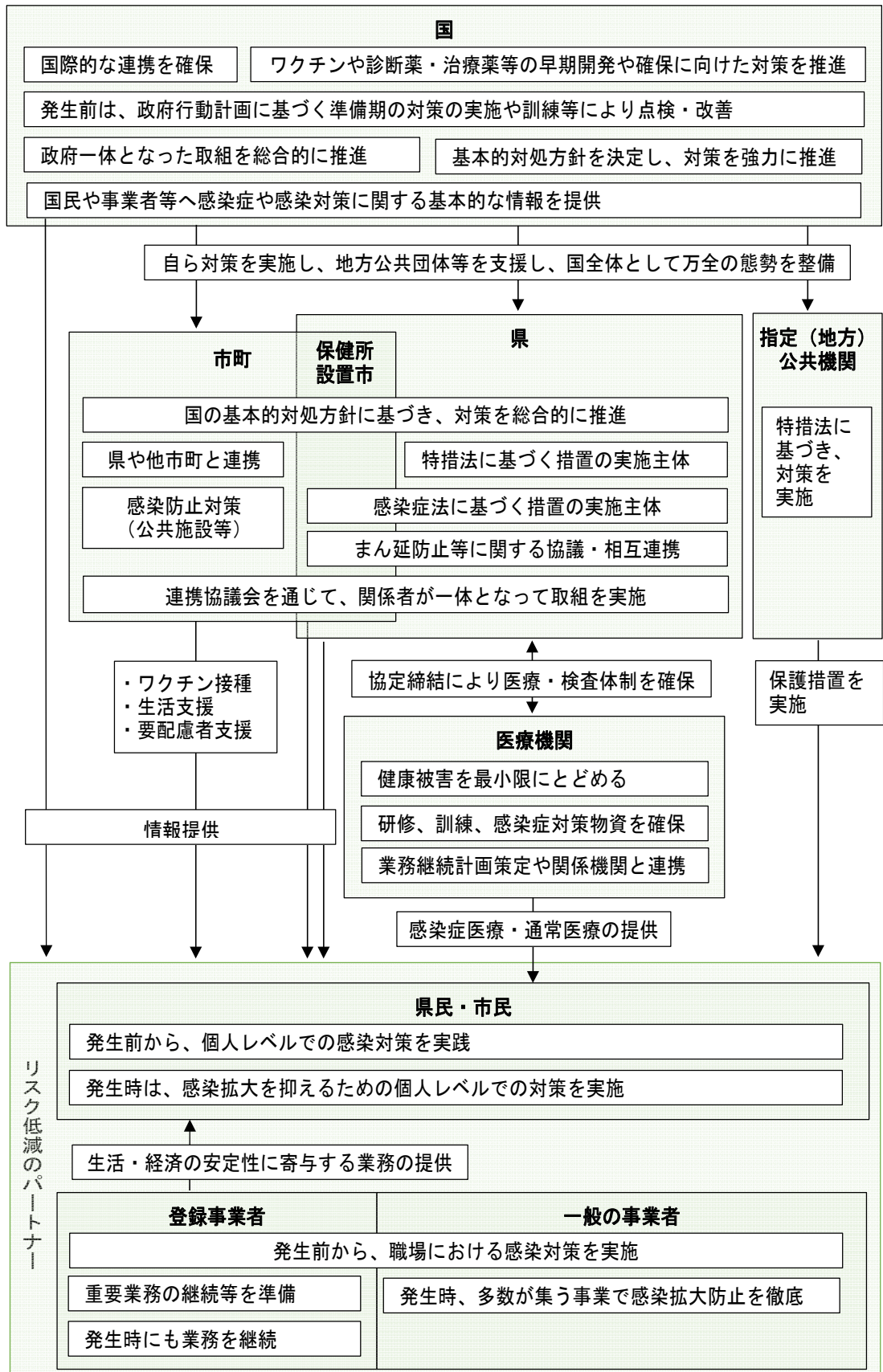
7. 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

8. 担当所属の変更等

第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」に記載の担当所属について、組織改編や所属の事務分掌に変更が生じた場合においては、行政組織規則の事務分掌に沿って、担当所属を読み替えます。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担



図表4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や保健所、他市町と緊密な連携を図ります。また、平時から県や保健所と連携を図るとともに、感染症有事の際には、県の体制に応じて迅速に体制を移行し、感染症対策を実施します。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第5節 施策体系

対策項目	理念・目的	主な取組	横断的視点
①実施体制	感染症危機は社会全体の危機管理の問題として一丸となって取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施、業務継続計画の作成や人材育成 ・関係機関との連携強化 ・体制整備（市対策本部の設置） 	国・県・他市町及び関係機関との連携 デジタル・トランスフォーメーションの推進 人材育成
②情報提供・共有 リスクコミュニケーション	市民が適切に判断・行動できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等に関する啓発 ・双方向のコミュニケーション（相談窓口） ・偏見や差別等への対応 ・リスク情報とその見方の共有等 	
③まん延防止	治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収める	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等対策への理解促進 ・感染症危機情報及び感染防止策の周知 ・国・県の措置に基づく地域の対策の実施 	
④ワクチン	個人の感染・発症・重症化を防ぐとともに、入院患者数や重症者数を抑える	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築 ・必要な資材の準備 ・特定接種及び住民接種の実施と情報提供 	
⑤医療	感染症医療と通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続する	<ul style="list-style-type: none"> ・患者移送の体制確保に関する協力 ・相談センターや地域の医療提供体制についての周知 	
⑥検査	早期発見によるまん延防止や患者を早期治療につなげる	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の検査実施方針の周知 ・県、関係機関と連携した検査体制の整備 	
⑦保健	感染症危機時の中核である保健所を支援し、市民の生命・健康を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所業務の支援 ・健康観察や生活支援の県への協力 	
⑧物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄 ・地域の医療機関や社会福祉施設等での備蓄の呼びかけと支援 	
⑨市民生活・地域経済の安定の確保	市民生活・社会経済活動の安定を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続等のための準備 ・生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ ・心身への影響に関する施策、社会経済活動の安定確保への対応 	

【感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する】
 【市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする】

図表5 市行動計画の対策項目と横断的視点

1. 市行動計画の主な対策項目

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の9項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 医療
- (6) 検査
- (7) 保健
- (8) 物資
- (9) 市民生活及び地域経済の安定の確保

2. 対策項目ごとの基本理念と目標

本市行動計画の主な対策項目である9項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、次に示す(1)から(9)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、地方公共団体、JHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備や、国や県が行う情報収集・分析とリスク評価を基に、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由

十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市は平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、国及び県において、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国や県が行う、必要と考えられる地域・期間等を対象にしたまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含めた強度の高い措置に準じて、地域の対策を実施します。

一方で、特措法第5条において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、市は県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素で

す。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

感染症危機には、県が中心となり、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守ります。

(6) 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要です。さらに、検査が必要な人が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得ます。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があります。平時から関係機関と有事を想定した体制の確認を行うとともに、県と連携し、状況に応じて検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要です。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要です。

(7) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、県は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。市は、県の対策に準じて地域の状況に応じた対策を実施するとともに、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び保健環境センター等は、病原体検査体制の整備と検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から情報提供・共有まで重要な役割を担います。

保健所及び保健環境センター等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。このため、市は、県との協定や要請に基づき、感染症発生時の保健所等の業務に協力し、全県一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

(8) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、県は感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十

分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

県は平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備します。

また県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、国による感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等、医療機関等での必要な感染症対策物資等の確保につなげます。

さらに、これらの取組が実施されてもなお个人防护具が不足する場合、市は、国や県の対策も踏まえた上で、医療機関等に対し必要な个人防护具の配布を行う等、更なる対策を講じます。

(9) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時に、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努めます。

3. 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の（1）から（3）までの視点を、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とします。それぞれ考慮すべき内容は次のとおりです。

- (1) 人材育成
- (2) 国、県、他市町及び関係機関との連携
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要です。

また、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や運動等が求められます。

加えて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要です。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきです。

また、地域の医療機関や社会福祉施設等においても、県や市、関係団体等が連携した訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

(2) 国、県、他市町及び関係機関との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の实情に応じて行います。また、市町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されます。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は市町間の連携、県との連携、県における他の都道府県との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められます。このため、平時から県や他市町等との連携体制やネットワークの構築に努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、国や県からの情報も活用しながら、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行います。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

①DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる等、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加しました。このため、令和2（2020）年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう国により整備されました。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能とされたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減されました。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保

状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が行われました。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠です。

DX 推進の取組として、国による接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化や医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図る電子カルテと発生届の連携に向けた検討に協調していきます。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

②その他の新技術

新型コロナ対応においては、携帯電話データ等を用いた人流データの分析やスマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた取組が試みられました。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要です。

第6節 市行動計画の実効性を確保するための取組等

1. EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時のもとより、平時から有事までを通じて、国及び県の示すデータ、市で収集できるデータを元に、国や県のEBPMの考え方に基づいて実施される施策に準じ、取組を推進します。

2. 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、本市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

市や関係団体、市民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

3. 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

4. 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や状況の変化に合わせて、本市行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要です。

こうした観点から、国や県による定期的なフォローアップと見直しを踏まえ、おおむね6年ごとに本市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとします。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに本市行動計画等の見直しを行います。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制

1. 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

1-1 行動計画等の見直し

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、必要に応じて市行動計画を見直します。市行動計画を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。(健康推進課、危機管理課、全庁)

1-2 実践的な訓練の実施

県、市、指定地方公共機関及び医療機関は、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。県が関係機関の一体性を確保するため、可能な限り地域ごとに実施を予定している訓練について、市も参加し、課題の抽出や改善、関係機関の連携を図ります。(全庁)

1-3 市の体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。(危機管理課、全庁)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行います。(危機管理課、健康推進課)
- ③ 市は、県等の研修に参加するなど、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行います。(全庁)

1-4 関係機関との連携強化

- ① 国、県、市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。(健康推進課)
- ② 市は、西部保健所、佐伯地区医師会等と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応ができるよう、連絡体制を整備し、情報の共有を図ります。(健康推進課)
- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策における保健所業務の応援に関して、県と協

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制 1. 準備期

定を締結し、具体的な運用について事前に調整を行うことで、着実な準備を進めます。
(人事課、健康推進課)

2. 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、警戒本部を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生時（疑いを含む）の体制整備

本市における新型インフルエンザ等対策の体制整備については「廿日市市危機管理指針」における組織体制の考え方をもとに実施します。

① 注意体制

市は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、リスク評価を開始した場合、注意体制として、国やJHS、県からの情報収集を強化します。また、必要に応じて廿日市市新型インフルエンザ等危機調整会議（以下「危機調整会議」という。）を開催し、情報共有や市行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針を検討するとともに、警戒体制への移行を見据え、状況によっては早期に廿日市市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置します。（危機管理課、健康推進課）

② 警戒体制

市は、国が政府の初動対処方針について決定し、県が県警戒本部を設置して警戒体制に移行した場合や、感染状況等を踏まえ、必要に応じて市警戒本部を設置し、警戒体制に移行します。（危機管理課、健康推進課）

③ 非常体制

市は、国が政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置して全庁体制に移行した場合や、感染状況等を踏まえ、必要に応じて廿日市市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。（危機管理課、健康推進課）

④ 国の基本的対処方針及び県対処方針を確認し、市行動計画に基づく事前準備を行うとともに基本的対処方針及び県対処方針について、市民や市内の関係機関等に広く周知します。（健康推進課、危機管理課）

⑤ 市は、必要に応じて、準備期 1-1、1-3 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。（危機管理課、健康推進課、全庁）

2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行するこ

とを検討し、所要の準備を行います。(経営政策課、財政課)

時期区分	準備期		初動期		対応期
国の動き	体制整備 発生の早期探知	疑い例の情報収集・リスク評価開始	初動対処方針決定	政府対策本部設置 基本的対処方針策定	
県の危機管理体制	平時	注意体制	警戒体制	非常体制	
	国・JIHS から情報収集 広島県感染症対策連絡会議		県警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）	県対策本部設置（本部長：知事） 全庁体制へ移行 県対処方針策定	
市の危機管理体制	平時	注意体制	警戒体制	非常体制	
	庁内や関係機関との連携強化	危機調整会議（市警戒本部）	市警戒本部（本部長：危機管理監）	市対策本部（本部長：市長）	

図表6 新型インフルエンザ等発生時（疑い含む）の体制

(3) 新型インフルエンザ等発生時の市の組織体制

【危機調整会議】注意体制

危機管理部門、健康福祉部門、その他関係部門

【市警戒本部】警戒体制

本部長：副市長（危機管理監）

副本部長：副市長（危機管理監以外の副市長）

本部員：教育長、消防長

職員の職の設置に関する規則に定める部長、担当部長、支所長

事務局：危機管理課、健康推進課

【市対策本部】非常体制

本部長：市長

副本部長：副市長（危機管理監）

本部員：副市長（危機管理監以外の副市長）、教育長、消防長

職員の職の設置に関する規則に定める部長、担当部長、支所長

事務局：危機管理課、健康推進課

【市警戒本部及び市対策本部の業務】

市警戒本部及び市対策本部の業務は、本行動計画に沿って対応し、本行動計画に記載していない対策が必要になった場合は、行政組織規則の事務分掌に基づき対策を講じる。定期的な会議の実施により全庁的な情報共有を行い、各部局が連携、協力し、全庁一体となった取組を行う。

【準備期・初動期・対応期における各所属の主な業務】

部	所属	新型インフルエンザ等対策業務
総務部	総務課	○部内の業務の維持に関する事 ○市庁舎におけるまん延防止対策に関する事 ○議会への情報提供の総合調整に関する事
	危機管理課	○業務継続計画に関する事 ○市警戒本部及び市対策本部の設置及び廃止に関する事 ○市警戒本部及び市対策本部の庶務に関する事 ○庁内の実施体制に関する事 ○緊急情報の収集及び情報提供に関する事 ○応急物資に関する事
	人事課	○市業務の維持の総括に関する事 ○保健所業務の応援体制の整備に関する事 ○職場での感染防止対策の実施に関する事 ○職員の特定接種に関する事
	デジタル改革推進課	○予防接種や手続きに関するDXの推進に関する事
	秘書課	○本部長等の秘書に関する事
	契約課、税制収納課、課税課	○庁内の業務の応援に関する事
経営企画部	経営政策課	○部内の業務の維持に関する事 ○国からの財政支援等財源の確保に関する事
	公共施設マネジメント課	○所管施設のまん延防止対策に関する事
	プロモーション戦略課	○市民への情報提供に関する事 ○報道機関への情報提供の総合調整に関する事 ○市広報、ホームページ、SNSに関する事
	財政課	○関係経費の予算に関する事
	行政経営改革推進課、宮島企画調整課	○庁内の業務の応援に関する事

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制 2. 初動期

地域振興部	地域振興課 (各市民センター等)	○部内の業務の維持に関すること ○地域自治組織からの相談及び総合調整に関すること ○所管施設のまん延防止対策に関すること
	国際交流・多文化共生室	○外国人への情報提供に関すること
	中山間地域振興室	○所管施設のまん延防止対策に関すること
	スポーツ推進課	○所管施設のまん延防止対策に関すること
生活環境部	人権・市民生活課 (佐方会館)	○部内の業務の維持に関すること ○火葬場の管理及び総括に関すること ○生活関連物資等の安定供給及び価格の安定に関すること ○偏見・差別等の啓発に関すること ○所管施設のまん延防止対策に関すること
	循環型社会推進課	○一般廃棄物処理に関すること
	市民課	○旅券申請・交付に係る情報提供に関すること
	環境共生課、保険課	○庁内の業務の応援に関すること
産業部	産業振興課	○部内の業務の維持に関すること ○商工団体等との連絡調整に関すること ○事業者に対する情報提供及び支援に関すること
	観光課	○観光客への情報提供に関すること ○所管施設及び観光施設でのまん延防止対策に関すること
	宮島水族館企画室、宮島水族館経営課	○所管施設のまん延防止対策に関すること
	農林水産課	○庁内の業務の応援に関すること
健康福祉部	健康福祉総務課	○部内の業務の維持に関すること ○所管施設のまん延防止対策に関すること
	地域共生社会推進室	○市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関すること ○まん延防止対策による心身への影響に関すること

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制 2. 初動期

	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○市行動計画に関すること ○感染症対策に係る実施体制及び人材育成に関すること ○県及び佐伯地区医師会等関係機関との連携に関すること ○市警戒本部及び市対策本部の庶務に関すること ○市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関すること ○まん延防止対策の周知に関すること ○特定接種の協力に関すること ○住民接種に関すること ○予防接種の健康被害に関すること ○地域の医療提供体制や相談センターの周知に関すること ○検査体制の整備への協力に関すること ○市営診療所における医療の提供及び備蓄に関すること ○保健所業務の応援派遣、健康観察及び生活支援の協力に関すること ○感染症対策物資等の備蓄及び供給に関すること ○市民生活の安定の確保に関すること
	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援を要する人への支援に関すること
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設等への情報提供及びまん延防止対策に関すること ○障がいのある人への情報提供に関すること ○生活支援を要する人への支援に関すること
	こども課 (保育園) (児童館)	<ul style="list-style-type: none"> ○園児及び保護者への感染症対策等の啓発、情報提供に関すること ○所管施設でのまん延防止対策に関すること ○まん延防止対策によるこどもの心身への影響に関すること
	子育て応援室 (子育て支援センター、産前産後サポートセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児及び保護者への感染症対策等の啓発、情報提供に関すること ○乳幼児の予防接種に関すること ○まん延防止対策による心身への影響に関すること
	高齢介護課 (地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設への情報提供及びまん延防止対策に関すること ○高齢者への感染症対策等の啓発、情報提供に関すること ○生活支援を要する人への支援に関すること
建設部	建設総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○部内の業務の維持に関すること ○水の安定的供給に関する措置(広島県水道広域連合企業団との調整に関すること)

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制 2. 初動期

	交通政策課	○公共交通機関でのまん延防止対策に関すること
	宮島口みなとまちづくり推進課、施設整備課、用地課、維持管理課（佐伯維持管理室、吉和維持管理室、大野維持管理室、宮島維持管理室）、地籍調査課、下水道経営課、下水道建設課、都市計画課、建築指導課、住宅政策課、営繕課、都市活力デザイン課、都市再生推進室	○所管施設のまん延防止対策に関すること ○庁内の業務の応援に関すること
教育部	教育総務課	○部内の業務の維持に関すること
	学校教育課（学校）（学校給食センター）	○児童・生徒への感染対策等の啓発に関すること ○学校でのまん延防止対策に関すること ○児童・生徒の教育及び学びの継続に関すること
	生涯学習課	○所管施設のまん延防止対策に関すること
	文化財課	○所管施設のまん延防止対策に関すること
	各市民図書館	○所管施設のまん延防止対策に関すること
	さいき文化センター	○所管施設のまん延防止対策に関すること
	宮島の歴史編さん室	○庁内の業務の応援に関すること
会計局	○庁内の業務の応援に関すること	
行政委員会等	議会事務局	○庁内の業務の応援に関すること
	選挙管理委員会事務局	○庁内の業務の応援に関すること
	監査委員事務局	○庁内の業務の応援に関すること
	農業委員会事務局	○庁内の業務の応援に関すること

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制 2. 初動期

消防本部	総務課	○部内の業務の維持に関すること ○消防職員の特定接種に関すること
	警防課 (消防署・分署)	○患者の移送協力・搬送に関すること ○搬送従事者のための感染症対策物資等の備蓄に関すること
	予防課	○部内の業務の応援に関すること
支所	各支所	○行政組織規則の事務分掌に沿って、各担当分野に関する内容を担当
全庁	全庁	○関係機関・団体等への情報提供及び連絡調整に関すること ○職場内・所管施設等の感染予防やまん延防止対策に関すること

図表7 準備期・初動期・対応期における各所属の主な業務（令和8年4月1日時点）

3. 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

3-1 対策の実施体制

- ① 国及び県が、感染症の特徴、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、国民生活・社会経済活動に関する情報等の分析に基づき、対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、市民、各関係機関・事業者等に広く周知します。(危機管理課、健康推進課、その他関係課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要に応じて体制整備を行います。(人事課、危機管理課、健康推進課)

3-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。(危機管理課、健康推進課)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町又は県に対して応援を求めます。(危機管理課、健康推進課)

3-3 必要な予算の確保

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。(経営政策課、財政課)

3-4 まん延防止等重点措置・緊急事態措置の検討等について

- ① まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものです。国が、まん延防止等重点措置を実施することを決定し、公示を行った際には、その実施すべき期間及び区域を踏まえ、市民や関係機関等に広く周知します。(危機管理課、健康推進課)
- ② 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します。市は、市域

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制 3. 対応期

に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。（危機管理課、健康推進課）

3-5 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。（危機管理課、健康推進課）

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1. 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国や県、医療機関、事業者及び市民等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

① 感染対策等に関する啓発

市は、平時から、国や県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行います。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる人の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。（健康推進課、高齢介護課、障害福祉課、こども課、学校教育課）

② 偏見・差別等に関する啓発

市は、国や県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。これらの取組等を通じ、国、県、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。（健康推進課、人権・市民生活課）

③ 偽・誤情報に関する啓発

市は、国や県と連携し、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、

各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組等を通じ、国、県、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。(健康推進課、危機管理課、プロモーション戦略課)

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

① 情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理します。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等対象層を想定しつつ、適切な方法を選択し、実施できるよう、国等から提供される媒体も踏まえ、情報提供・共有する内容や方法について検討します。(健康推進課、危機管理課、地域共生社会推進室、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、子育て応援室、こども課、学校教育課、国際交流・多文化共生室、観光課)

② 感染症の発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公表については、市は、県による公表に基づき、市民に情報提供を行います。県は、積極的疫学調査を円滑に行い、まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目について、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ図表8のとおり明確化しており、市においても県の方針に基づいた情報提供を行います。(健康推進課)

区分	公表する情報	公表する情報	公表する情報
感染者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・年代 ・居住市町 ・発症日 ・検査結果判明日 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・要因別感染者数を集計して公表 ▶居住市町別 ▶症状の度合い（重症・中等症・軽症・無症状） ▶療養種別 ▶他事例との関連の有無別 ▶県外往来の有無別 【ワクチン開始以降】 ▶接種回数別 【発生届重点化以降】 ▶届出対象別
感染源との接触歴	<ul style="list-style-type: none"> ・行動歴（感染源と思われる行動に限定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・他事例との関連や県外往来の有無 	
医療機関への受診等	<ul style="list-style-type: none"> ・症状・経過 ・入院医療機関の種別（感染症指定医療機関又は協定締結医療機関） 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状・経過 ・療養の種別 	
感染者の行動歴（感染させる可能性のある時期以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者に接触した可能性のある人を把握できない行動に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	

▶：情報提供の方法や項目の簡略化はメディアとの合意により順次実施

クラスター発生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設種別、利用者数、陽性者数
死亡例	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者であって療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない）の死亡日、療養種別

図表8 患者発生時の公表項目（県行動計画より）

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、新型コロナ対応時のノウハウを継承しつつ、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理します。（健康推進課、危機管理課）
- ② 市は、国からの要請を受けて、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する準備を進めます。（健康推進課、危機管理課）

2. 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。(健康推進課、危機管理課)

- ② 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、国からの媒体等も活用し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。(健康推進課、危機管理課、地域共生社会推進室、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、子育て応援室、こども課、学校教育課、国際交流・多文化共生室、観光課)

- ③ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局の情報を、総覧できるサイトを立ち上げます。(プロモーション戦略課)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国や県によるホームページやQ&Aの市民等への周知など、市民等に対する速やかな情報提供・共有を行います。また、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、窓口等に寄せられた意見やSNSの投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、対象層に応じた情報提供を行うなど可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(健康推進課、危機管理課、全庁)

- ② 市は、国からの要請を受けて、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置します。(健康推進課、危機管理課)

- ③ 相談や支援内容に応じた窓口を市民に分かりやすく案内できるよう、窓口一覧を整理します。(危機管理課、その他関係課)

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に市民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

このため、市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。あわせて、国や県の情報を踏まえ、偏見・差別等に関する相談窓口に関する情報を市民等に周知します。(健康推進課、危機管理課、人権・市民生活課)

また、市は、国や県と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(健康推進課)

3. 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、国や県の対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）を踏まえ、実施主体等を明確にしながら、市内の関係機関を含む市民等に対し、情報提供・共有を行います。

また、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。（健康推進課、危機管理課、全庁）

- ② 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、国からの媒体等も活用し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。（健康推進課、危機管理課、地域共生社会推進室、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、子育て応援室、こども課、学校教育課、国際交流・多文化共生室、観光課）
- ③ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局の情報等を、総覧できるサイトを運営します。（プロモーション戦略課）
- ④ 市は、市広報紙に感染症に関する情報提供記事を定期的に掲載するなど、市民に広く情報提供するための体制づくりに努めます。（プロモーション戦略課、健康推進課）

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国や県によるホームページやQ&Aの市民等への周知など、市民等に対する速やかな情報提供・共有を継続します。また、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、初動期に引き続き、一方向の情報提供だけでなく、窓口等に寄せられた意見やSNSの投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、対象層に応じた情報提供を行うなど可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(健康推進課、危機管理課、全庁)
- ② 市は、国からの要請を受けて、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を継続します。(健康推進課、危機管理課)
- ③ 相談や支援内容に応じた窓口を市民に分かりやすく案内できるよう、窓口一覧を整理し公表します。(危機管理課、その他関係課)

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性があります。

このため、市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。あわせて、国や県の情報を踏まえ、偏見・差別等に関する相談窓口に関する情報を市民等に周知します。(健康推進課、危機管理課、人権・市民生活課)

また、市は、国や県と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(健康推進課)

3-4 リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて次のとおり対応します。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

- ① 市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、国や県の施策判断の根拠の説明等について、市民等に情報提供します。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が国や県の方針に従い、市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要なこと

等について、可能な限り科学的根拠等に基づいた国や県の説明を分かりやすく情報提供します。(健康推進課、危機管理課、その他関係課)

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

② 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、国や県の説明を基に、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。(健康推進課、危機管理課、その他関係課)

③ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいた国や県の説明を分かりやすく情報提供します。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。(健康推進課、地域共生社会推進室、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、子育て応援室、こども課、学校教育課)

【特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期】

④ 市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。(健康推進課、その他関係課)

第3節 まん延防止

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県により確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行い、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。(健康推進課、全庁)
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。(健康推進課)
- ③ 保育園、学校、社会福祉施設等における基本的な感染対策について周知を図ります。
(こども課、学校教育課、高齢介護課、障害福祉課)
- ④ 保育園、学校、市庁舎や市民センター等公共施設等に、手指消毒薬を平時から適切に設置し、日常的な感染対策を実施します。(健康推進課、こども課、学校教育課、総務課、地域振興課、その他施設所管課)
- ⑤ 市は、県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得るまん延防止対策への理解促進を図ります。(健康推進課、危機管理課)

2. 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、県による医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

(健康推進課、危機管理課、全庁)

2-2 感染症危機情報及び感染防止策の周知

- ① 国や県の方針に基づき、市民、社会福祉施設、事業者等に対し、換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を推奨します。(健康推進課)
- ② 職員の職場における感染対策について周知を行うとともに、必要に応じて、感染防護資機材等の配布や設置を行います。(総務課、人事課)
- ③ パスポート申請、交付時等に、国等からの情報に基づき、新型インフルエンザ等発生国、地域への渡航予定者に対し、渡航先での新型インフルエンザ等発生状況等の情報提供や感染予防のための注意喚起を行います。(市民課)

3. 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、県が実施する緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

3-1 対策の実施に係る参考指標等の周知

有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標等の検討状況を踏まえて県において必要に応じて設定される、県独自のレベル判断の指標について、県からの発信に基づき、市民に共有します。(健康推進課)

3-2 まん延防止対策の内容

- ① 市は、国やJHS、県の分析やリスク評価との方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。(市対策本部(健康推進課、危機管理課))
- ② 県による、地域の実情に応じた、集団感染の発生施設や不特定多数の人が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に基づき、市民に周知し協力を求めます。また、県が行う、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請についても、市民に周知します。(健康推進課、危機管理課)
- ③ 市は、国や県の方針に基づき、市民、社会福祉施設、事業者等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底について協力を求めます。(健康推進課、障害福祉課、高齢介護課、こども課、産業振興課)
- ④ 市は、県の要請に基づき、事業者に対して、職場における感染対策の徹底と従業員に基本的な感染対策等を勧奨・徹底することについて、周知します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な人以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力について、県の要請に基づき周知します。(産業振興課、健康推進課)
- ⑤ 職員の職場における感染対策を勧奨するとともに、必要に応じて、感染防護資機材

等の配布や設置を行います。(総務課、人事課)

- ⑥ 市は、国や県からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や、多数の人が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう周知します。(健康推進課、高齢介護課、障害福祉課)
- ⑦ 国や県の要請に基づき、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう周知します。(交通政策課)
- ⑧ 市は、県の要請に基づき、不特定多数の人が集まる等の感染リスクが高まる場所やイベント等について、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を行います。(市対策本部(危機管理課、健康推進課))
- ⑨ 施設の使用制限や休業要請について
県の要請に基づき、緊急事態措置として、スポーツ施設や文化施設、学校等の多数の人が利用する公共施設について、施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の対策を講じます。また、その管理を委託している場合はその施設を管理する者及び当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対し、同様の対策の要請を行います。(公共施設マネジメント課、地域振興課、中山間地域振興室、スポーツ推進課、産業振興課、観光課、健康福祉総務課、生涯学習課、その他施設所管課)
- ⑩ 市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供を行うとともに、学校保健安全法(昭和33(1958)年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。(学校教育課、こども課)

3-3 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置実施時の対策

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置します。市は、国や県によるまん延防止等重点措置または緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、市の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。(危機管理課、健康推進課)

第4節 ワクチン

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行います。

(2) 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材の準備

市は、以下の図表9を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。(健康推進課)

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 （駆血帯、翼状針、サージカルテープ等） ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 <input type="checkbox"/> シリンジ・注射針・注射パッチ （必要時）	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

図表9 予防接種に必要となる可能性がある資材

1-2 ワクチンの供給体制と流通に係る体制の整備

- ① 市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を検討します。(健康推進課)
- ② 市は、県による、県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法といった、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制整備について、連携して取り組みます。(健康推進課)
- ③ 市は、国が整備する、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村への分配につなげるシステムを利用できる体制を推進します。(健康推進課)

1-3 接種体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。(健康推進課)

1-4 特定接種に係る接種体制の構築

- ① 市は、県とともに、特定接種について、国が特措法に基づき行う登録事業者の登録に協力します。(健康推進課)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、当該職員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。(健康推進課、人事課)
- ③ 特定接種の対象となり得る職員について把握し、厚生労働省宛に人数を報告します。(人事課、健康推進課)
- ④ 救急業務に携わる消防職員について、市職員と同様に、特定接種の対象となりうる職員を把握し、接種体制の構築を図ります。(消防本部、健康推進課)

1-5 住民接種に係る接種体制の構築

市は、予防接種法（昭和23（1948）年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、市内に居住する人に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。(健康推進課)

【具体的な体制構築】

- a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、佐伯地区医師会等と連

携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。(健康推進課)

- i 接種対象者数
 - ii 市の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町間や、佐伯地区医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う必要があります。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、県または市の介護保険部局、障害保健福祉部局と連携し、これらの人への接種体制を検討します。
(健康推進課、高齢介護課、障害福祉課)

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある人	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

図表10 接種対象者の試算方法の考え方

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種か個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、佐伯地区医師会等の協力を得てその確保を図ります。個別接種、集団的接種いずれの場合

も、佐伯地区医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に確認を行います。(健康推進課)

- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、佐伯地区医師会や事業者等と委託契約を締結し、委託先が運営する等ワクチン接種体制の構築を図ります。(健康推進課)
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。(健康推進課)
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、佐伯地区医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。(健康推進課)

1-6 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら当該情報を活用して市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。(健康推進課)

1-7 DXの推進

市は、国の方針に基づき、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化を進めるとともに、国が示した標準仕様書に沿って健康管理システムの更新を行います。(健康推進課、デジタル改革推進課)

2 初動期

(1) 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

(2) 所要の対応

2-1 ワクチン接種に必要な資材の準備

市は、第4節 1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

(健康推進課)

2-2 接種体制の構築

市は、佐伯地区医師会等の医療関係団体等と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。(健康推進課)

2-3 特定接種に係る接種体制の構築

① 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、佐伯地区医師会等の協力を得て、その確保を図ります。(健康推進課、人事課、消防本部)

② 市は、国や県とともに、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。(健康推進課)

2-4 住民接種に係る接種体制の構築

① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討します。(健康推進課)

② 接種の準備に当たっては、予防接種業務担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。(人事課、健康推進課)

③ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、佐伯地区医師会等の協力を得て、その確保を図ります。(健康推進課)

④ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、佐伯地区医師会、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。(健康推進課)

⑤ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、県または市の介護保険部局等、佐伯地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。(健康推進課、高齢介護課、障害福祉課)

⑥ 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。(健康推進課)

3. 対応期

(1) 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにします。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努めます。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施します。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する人が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。(健康推進課)
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。(健康推進課)
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等も合わせて行います。(健康推進課)

3-2 接種体制

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。(健康推進課)

3-3 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施すると決定した場合において、市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員及び救急業務に携わる消防職員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。(人事課、消防本部、健康推進課)

3-4 住民接種の準備と体制の構築

- ① 市は、国と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準

備を行います。また、国からの要請を受けて、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。(健康推進課)

- ② 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。(健康推進課)
- ③ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある人については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。(健康推進課)

3-5 住民接種の実施と情報提供・共有及び市民への通知

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。(健康推進課)
- ② 接種勧奨は、マイナポータルを活用した通知のほか、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。また、接種会場や接種開始日等について、個別通知の他、市ホームページやSNS、市広報誌等を活用して周知します。(健康推進課、デジタル改革推進課、プロモーション戦略課)

3-6 住民接種の接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、県又は市の介護保険部局等や佐伯地区医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。(健康推進課)

3-7 住民接種の接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた人が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。(健康推進課)

3-8 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報と、それらに基づいた適切な安全対策について、市民等への適切な情報提供・共有を行います。(健康推進課)

3-9 健康被害に対する速やかな救済

市は、予防接種の実施により健康被害が生じた人が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底するとともに、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。(健康推進課)

3-10 予防接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行います。（健康推進課、プロモーション戦略課）
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種回数等の接種状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行います。（健康推進課、プロモーション戦略課）
- ③ 定期の予防接種の対象疾患のまん延が生じないように、引き続き定期の予防接種の必要性や接種スケジュール等の周知に取り組みます。（健康推進課、子育て応援室）

第5節 医療

1. 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、県による有事の際に向けた地域の医療提供体制についての準備と合意形成について、広島県感染症対策連携協議会での検討内容を踏まえ、患者の移送のための体制の確保等、県に協力し準備を進めます。

(2) 所要の対応

1-1 患者の移送のための体制の確保に関する協力

① 市消防機関は、平時から、新型インフルエンザ等の発生及びまん延時における県や保健所との情報共有や役割分担の整理を行います。さらに、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制、保健所等の移送能力を超える事態が生じた場合の移送の確保等について、地域の実情等に応じて協議を行います。
(消防本部)

② 運転者への感染防止策を施した移送車両について、必要に応じて配備するとともに、県からの要請に応じて移送体制の確保に協力します。(健康推進課)

1-2 市営診療所における医療提供体制の整備

県と医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関として、県からの要請に応じて発熱外来及び自宅療養者等への医療提供が実施できるよう、体制を整備します。(健康推進課)

2. 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、国や県による適切な医療提供体制の確保に協力します。

また、県が示す、感染したおそれのある人については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針について、医療機関や市民等に対して情報提供します。

(2) 所要の対応

2-1 相談センターの周知

発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につなげるため、県が整備する相談センターについて市民等へ周知します。(健康推進課)

2-2 地域の医療提供体制についての周知

新たな感染症が発生した場合、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応することとされています。市は、県が示す地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について、市民等に周知します。(健康推進課)

2-3 市営診療所における医療提供体制の整備

準備期に県と締結した医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて速やかに発熱外来診療を開始できるよう、体制を整備します。また、県の要請に応じて、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに西部保健所に連絡します。(健康推進課)

3. 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要があります。

このため、県においては、国等から提供された情報をもとに、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行い、市においてはこれに協力し対応します。

(2) 所要の対応

3-1 相談センターの周知

県によって設置されその体制が強化された、有症状者等からの相談に対応する相談センターについて、市民へ周知します。相談センターは、感染したおそれのある人について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげます。（健康推進課）

3-2 地域の医療提供体制についての周知

- ① 市は、県の方針や情報発信に基づき、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる外来医療機関（発熱外来等）の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知します。（健康推進課）
- ② 県の方針に基づき、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知します。（消防本部、健康推進課）
- ③ 県において、相談センターを通じて外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげる仕組みから、有症状者が外来医療機関（発熱外来等）を直接受診する仕組みに変更された場合は、県によりホームページ等に公表された外来医療機関（発熱外来等）を行う医療機関名等や、医療機関への受診方法等について市民に周知を行い、県と連携して、市民等の医療へのアクセスが可能となる体制を整備する等の所要の取組を実施します。（健康推進課）

3-3 市営診療所での医療の提供

- ① 準備期に締結した医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、発熱外来及び自宅療養者等への医療提供を行います。（健康推進課）
- ② 感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて県へ報告を行います。（健康推進課）

第6節 検査

1. 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査の実施により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要があります。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要です。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取等を含めて、一体的な対応を進める必要があります。検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。平時は、新型コロナ対応時の経験を引継ぎ、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の確認を進めるとともに、県や佐伯地区医師会との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行います。

(2) 所要の対応

1-1 検査体制の確認

- ① 市は、新型コロナ対応時に県や佐伯地区医師会と連携して整備した検査体制等に関する資料を保存するとともに、そのノウハウを引き継ぎます。(健康推進課)
- ② 市は、県、佐伯地区医師会と平時から情報共有を行い、新型インフルエンザ等の発生時、必要に応じて検査体制を構築できるよう、準備について確認します。(健康推進課)

2. 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。

(2) 所要の対応

2-1 検査体制の確認

地域の医療機関や市民等とのリスクコミュニケーションを通じて把握した市内の検査実施に関する状況や体制の課題等について、県に情報提供するとともに、県の検査体制の構築について協力します。(健康推進課)

2-2 検査実施の方針の周知等

国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等の見直しに合わせた県の検査戦略の整理について、県の情報共有に基づき、市民や関係機関に情報提供します。(健康推進課)

3. 対応期

(1) 目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行います。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組みます。

(2) 所要の対応

3-1 検査体制の拡充

地域の医療機関や市民等とのリスクコミュニケーションを通じて把握した市内の検査実施の状況や検査体制の課題等について、県に情報提供するとともに、検査体制を拡充する必要があると判断される場合には、県、佐伯地区医師会等と連携し、検査場所の市内への設置等検査体制の拡充について県と協力して取り組みます。（健康推進課）

3-2 検査実施の方針の周知等

国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等の見直しに合わせた県の検査戦略の整理について、県の情報共有に基づき、市民等に分かりやすく情報提供します。（健康推進課）

第7節 保健

1. 準備期

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

市においては、その業務量が急増した際に、県、保健所、市との役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

(2) 所要の対応

1-1 保健所業務の応援体制の整備

- ① 市は、保健所における業務量が急増した際に、保健師等を応援職員として保健所へ派遣できるよう、人員の確保など必要な体制を整備します。(人事課)
- ② 市は、自宅療養者の健康観察や食料等生活物資の提供等、感染症発生時における県への協力について、県と協議して検討します。(健康推進課)

1-2 研修・訓練等を通じた人材育成

市は、国や県等が実施する感染症対応等の研修への職員の参加を通じ、保健所等への応援職員の人材の育成に努めるとともに、感染症危機への対応能力の向上を図ります。(健康推進課)

2. 初動期

(1) 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。

広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等、保健所及び保健環境センター等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

(2) 所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

市は、県の広島県感染症予防計画等に基づく保健所の感染症有事体制への移行準備の状況を踏まえ、県からの応援派遣要請があった場合に保健師等の職員を保健所に応援派遣できるよう人員の確保に向けた準備を進めます。(人事課、健康推進課)

2-2 市民への情報提供・共有の開始

- ① 国の要請に基づき県が整備する相談センターについて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知します。(健康推進課)
- ② 県によるQ&Aの公表、リスク情報とその見方や対策の意義の共有について、市民に情報提供します。(健康推進課)

3. 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(2) 所要の対応

3-1 有事体制への移行

- ① 県からの応援派遣要請に基づき、保健所の業務を支援するため、保健師等必要な職員を派遣します。（人事課）
- ② 市は、県から、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する県民の理解の増進を図るために必要な情報や県の方針に関する考え方についての共有を受け、必要に応じて庁内での共有や市民等への情報提供を行います。（健康推進課）

3-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県の要請に応じて、県が実施する、新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対する定められた期間の健康観察に協力します。（健康推進課）
- ② 市は、県と協議し、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を県から共有を受け、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。（健康推進課）

3-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、国や県の情報に基づき、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な人のニーズに応えられるよう、国や県からの媒体等も活用し、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。（健康推進課、危機管理課、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、子育て応援室、こども課、学校教育課、国際交流・多文化共生室、観光課）

第8節 物資

1 準備期

(1) 目的

個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）等感染症対策物資は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、県、市町及び指定地方公共機関は、感染症対策物資の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

1-1 感染症対策物資の備蓄等

- ① 市は、市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。（健康推進課）

※上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。（消防本部）

1-2 医療機関及び社会福祉施設等における感染症対策物資の備蓄等

市は、県と連携して、医療機関及び社会福祉施設等における個人防護具の回転型での備蓄、その他必要な感染症対策物資の備蓄・配置に努めるよう呼びかけます。（健康推進課、高齢介護課、障害福祉課）

1-3 市営診療所における感染症対策物資の備蓄等

- ① 県との医療措置協定に基づき、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、2か月分以上の個人防護具の回転型での備蓄に努めます。また、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等についても備蓄・配置に努めます。（健康推進課）
- ② 県との医療措置協定に基づき、平時から必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告します。（健康推進課）

2. 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、市は、県と連携し、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備や個人防護具が不足する医療機関等への必要に応じた配布を検討します。

(2) 所要の対応

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、県や佐伯地区医師会を通じて、地域の医療機関における新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資の備蓄・配置状況を確認します。(健康推進課)

2-2 不足物資の供給等

- ① 市は、地域の医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等の診療に必要な個人防護具が不足するおそれがあり県の支援でも不足する場合には、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行うことを検討します。(健康推進課)
- ② 市は、高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等における感染症対策物資が不足するおそれがあり、適切なサービスを提供できないと見込まれる場合等は、市の備蓄分から必要な物資の配布を行うことを検討します。(健康推進課、高齢介護課、障害福祉課)

2-3 市営診療所における感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

県との医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により報告します。(健康推進課)

3. 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、市は、県と連携し、初動期に引き続き、個人防護具が不足する医療機関等への配布を必要に応じて行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

(2) 所要の対応

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、佐伯地区医師会を通じて、地域の医療機関の、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認します。(健康推進課)

3-2 不足物資の供給等

① 市は、地域の医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等の診療に必要な個人防護具が不足するおそれがあり県の支援でも不足する場合等は、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行います。また、市は、必要な物資及び資材が不足する時は、県に必要な対応を要請します。(健康推進課)

② 市は、高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等における感染症対策物資が不足するおそれがあり、適切なサービスを提供できないと見込まれる場合等は、市の備蓄分から必要な物資の配布を行います。(健康推進課、高齢介護課、障害福祉課)

3-3 市営診療所における感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

県との医療措置協定に基づき、感染症対策物資等(個人防護具等)の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム(G-MIS)に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム(G-MIS)を通じて県へ報告を行います。(健康推進課)

第9節 市民生活及び地域経済の安定の確保

1. 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。(健康推進課、危機管理課、全庁)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意します。(全庁)

1-3 物資及び資材の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。(健康推進課、危機管理課)

※上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。(健康推進課、危機管理課)

1-4 生活支援を要する人への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討します。(健康推進課、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、生活福祉課)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、県と連携し、市域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。(人権・市民生活課)

2 初動期

(1) 目的

県及び市町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等

市は、県と連携し、市内事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある人との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼びかけます。(産業振興課、健康推進課)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ

市は、県と連携し、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じて、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼びかけます。

(人権・市民生活課、産業振興課)

2-3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。(人権・市民生活課)

3 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応をもとに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

3-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。（健康推進課、地域共生社会推進室、高齢介護課、地域包括支援センター、子育て応援室、こども課、学校教育課）

3-2 生活支援を要する人への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。（健康推進課、高齢介護課、地域包括支援センター、障害福祉課、生活福祉課）

3-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。（学校教育課）

3-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（人権・市民生活課）
- ② 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。（産業振興課）
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。（産業振興課）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、

又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48（1973）年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48（1973）年法律第121号）、物価統制令（昭和21（1946）年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。（産業振興課）

- ⑤ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（産業振興課、人権・市民生活課）

3-5 埋葬・火葬の特例等

市は、県を通じての国からの要請を受けて、初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。（人権・市民生活課）

3-6 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。（産業振興課）

② 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

広島県水道広域連合企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。（建設総務課（広島県水道広域連合企業団））

- ③ 市は、市民等に対し、ごみの排出抑制に努めることやごみの出し方に関して情報提供を行います。（循環型社会推進課）

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information Systemの略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある人。
患者等	患者及び感染したおそれのある人。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある人又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具 (PPE)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
シリンジ	本市行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議。 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の県民生活との関連性が高い又は県民経済上重要な物資。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。 県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、県対策本部という。 市が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市対策本部という。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	本市行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある人。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

広島県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
広島県感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン。
保健環境センター等	本市行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している人であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた人は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。